

山梨県土地改良事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農業生産基盤の整備を図るため、次の各号に掲げる者(以下「補助事業者」という。)が行う土地改良事業等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

- 一 市町村
- 二 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会
- 三 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 四 土地改良法(昭和24年法律第195号)第3条に規定する資格を有する者である数人の共同体
- 五 農地中間管理機構
- 六 NPO 及び地域活動組織
- 七 その他知事が適当と認める者

(定義)

第2条 この要綱において「土地改良事業等」とは、別表第1の事業名に掲げる事業(以下「補助事業」という。)をいう。

(補助事業の工種、採択基準及び補助率)

第3条 補助事業の工種、採択基準及び補助率は、別表第1の当該各欄に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書(第1号様式)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(変更承認申請等)

第5条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ変更(中止又は廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。ただし、災害復旧事業、県単土地改良事業、被災鳥獣害防除施設復旧支援対策事業及び基盤整備促進事業のうち、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る軽微な変更については、別表第2に掲げるとおりとする。

- 一 工事費のうち、工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用
 - 二 工事費から事務費への経費の額の流用
 - 三 工種別事業費又は事業量の三割を超える増減
 - 四 工種の新設、変更又は廃止
 - 五 関係面積の増減
- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業にかかる変更は、規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更には該当しない。
- 3 第1項に規定する災害復旧事業に係る軽微な変更については、知事に報告するものとする。

(知事の指示を受ける場合)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定により、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに補助事業の遂行状況を記載した書類正副各1通を知事に提出し、その指示を受けるものとし、必要に応じて、変更(中止又は廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第8条 規則第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、次の各号に掲げる書類を当該各号の定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- 一 工事着手届(第3号様式) 工事に着手したとき。
- 二 工事変更届(第4号様式) 契約を変更したとき。
- 三 工事完成届(第5号様式) 工事が完成したとき。
- 四 土地改良事業受益地転用報告書(第6号様式) 12月31日現在における状況を当該年度の1月10日までに報告
- 五 事業遂行状況報告書(第7号様式) 12月31日現在における状況及び規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更以外の変更予定を当該年度の1月10日までに報告

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定により事業実績報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各補助事

業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第8号様式の2）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の支払）

第10条 補助金の支払は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は概算払することができる。

2 補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

3 補助事業（県単土地改良事業を除く）が、年度内に完了する場合であって、実績報告書の提出が3月20日以降となる場合は、同日までに補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、この限りでない。

（検査）

第11条 知事は、規則第13条の規定により補助金の額を確定しようとするとき又は必要があると認めるときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

（財産の処分制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により、取得し若しくは効用の増加した工作物その他の物件又は取得した土地（以下「取得財産等」という。）については知事が補助金交付の目的及び農林畜水産業補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）を勘案して交付決定通知に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（証拠書類等の整備及び保管）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものについては、財産管理台帳(第11号様式)その他の関係書類を整備し、保管しておかななければならない。

（事業の着手（着工））

第 14 条 事業の着手（着工）は、原則として、知事からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（着工）する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手（着工）届（第 12 号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に山梨県土地改良事業等補助金交付規程（昭和 56 年山梨県告示第 228 号）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この要綱の規定は、平成 18 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 17 年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお山梨県土地改良事業等補助金交付規程による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正後の要綱の規定は、平成 19 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 18 年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正後の要綱の規定は、平成 19 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 18 年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正後の要綱の規定は、平成 20 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 19 年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 20 年 10 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正後の要綱の規定は、平成 20 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 1

９年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２１年９月２日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正後の要綱の規定は、平成２４年度分の予算に係る補助金から適用し、平成２３年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２５年３月２１日から施行する。

(経過措置)

- 2 農業体質強化基盤整備促進事業実施要綱、農業用水水源地域保全対策事業実施要綱に基づき平成２４年度までに採択された地区のうち、平成２５年３月２１日において現に施行している事業であって、当該事業に要する費用につき平成２４年度以前の予算に係る県の補助金が交付されたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２６年６月９日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２７年６月２９日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月6日から施行し、改正後の規定は平成26年2月6日以降の交付に関するものについて適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。